

別紙様式 1 (別紙)

平成 27 年度包括外部監査の結果に基づく措置状況

<p>監査対象 部局等名</p>	<p>教育委員会 大山教育行政センター (対象施設：大山歴史民俗資料館)</p>
<p>包括外部 監査人の 指摘事項</p>	<p>備品台帳の登載漏れ</p> <p>備品台帳に2階研究室にある冷蔵庫及びデスクトップPCの記載がなかった。担当者に確認したところ、どのような経緯で取得されたかもわからないとのことであったが、備品の適切な管理のためにも、富山市物品管理規則第17条にしたがい備品台帳に記載を要する。</p> <p>そのほか、新館1階収蔵庫収蔵物一覧表によると、収蔵庫に保管されている分銅は13個となっていたが、現物は16個存在しており、富山市物品管理規則第17条にしたがい備品台帳に追加を要する。</p> <p>また、常設展示されている展示品に関しては、大山歴史民俗資料館資料等整理綴に記載されているが、増改築前のものしか記載がなく、網羅的に記載されていない。富山市物品管理規則第3条第1項によると、美術・工芸品及び標本も備品に含まれ、富山市物品管理規則第17条にしたがい備品台帳に記載を要する。</p>
<p>措置状況</p>	<p>電気冷蔵庫は、指摘のあった平成27年度中に備品台帳に記載した。デスクトップPCは、平成17年度に導入した館内映像展示システムの管理用PCであり、同システム他機器（サーバー、資料説明用タッチパネル5台、映像設備、音響設備）とともに平成30年度に備品台帳に記載した。</p> <p>新館1階収蔵庫収蔵物一覧表の「分銅13個」は記載誤りのため、現状に合わせて「分銅16個」と平成27年度中に修正した。</p> <p>常設展示されている展示品のほか、美術・工芸品及び標本については、増改築前に作成した大山歴史民俗資料館資料等整理綴との照合作業のうえ、増改築後に取得した収蔵品を加え、令和2年1月31日時点で所有するすべての収蔵品を記載した収蔵品台帳を作成し、令和2年3月31日に備品台帳に記載した。</p>

注：「包括外部監査人の指摘事項」は原文どおり記載すること。